

公益信託の認可に関する審査基準について

令和8年3月27日熊本県知事決定

熊本県知事が行う公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第7条、第12条、第22条及び附則第4条の認可に当たっては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和7年12月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法行政担当室策定。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会策定）を含む。）を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準とする。

附 則（令和8年3月31日県情文第490号）

この決定は、令和8年4月1日から施行する。